

石川労働局発表
令和4年1月12日(水)

【照会先】

石川労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 浜 明
室 長 補 佐 野 形 成
電 話 076 (265) 4429

報道関係者 各位

改正育児・介護休業法への対応に向けた説明会を開催します

～法改正に沿った就業規則の整備等について説明～

石川労働局〔局長 吉田 研一（よしだ けんいち）〕は、改正「育児・介護休業法」が令和4年4月1日から段階的に施行されることに伴い、企業の人事労務担当者等を対象とした説明会を開催します（別添1参照）。

本改正には、「産後パパ育休」制度の新設や育児休業の分割取得が可能になること等、労務管理に大きな影響を与える内容が含まれています（別添2）ので、説明会では、法改正の内容のほか改正法に沿った就業規則の整備、個別周知等の対応についてご説明いたします。

改正育児・介護休業法説明会

開催日程

【金沢会場】金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室(会場定員:30名 オンライン定員:100名)

1月28日(金) 10:00～12:00

2月10日(木) 10:00～12:00、14:00～16:00

2月17日(木) 10:00～12:00、14:00～16:00

【小松会場】小松日の出合同庁舎6階会議室(会場定員:25名 オンライン定員:100名)

2月28日(月) 13:30～15:30

【七尾会場】七尾地方合同庁舎2階会議室(会場定員:20名 オンライン定員:100名)

2月22日(火) 13:30～15:30

開催方法

各回とも会場、オンライン(Zoom)の同時開催

新型コロナウイルス感染対策を実施の上、説明会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大状況により、会場開催を中止する場合がございます。

改正育児・介護休業法説明会

参加無料！

オンライン同時開催！

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より段階的に施行されます。本改正では「産後パパ育休」制度の新設や育児休業の分割取得が可能になること等労務管理に大きく影響を与える制度改正が含まれることから、説明会を開催することといたしました。本説明会では、法改正の内容や改正法に沿った就業規則の整備、個別周知などの対応についてご説明いたします。

説明会内容

第一部 改正育児・介護休業法について

第二部 令和4年4月に施行されるその他改正法について

開催日時等

【金沢会場】

金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室（金沢市西念3-4-1）

会場定員：30名 オンライン定員：100名

1月28日（金） 10：00～12：00

2月10日（木） 10：00～12：00、14：00～16：00

2月17日（木） 10：00～12：00、14：00～16：00

【小松会場】

小松日の出合同庁舎6階会議室（小松市日の出町1-120）

会場定員：25名 オンライン定員：100名

2月28日（月） 13：30～15：30

【七尾会場】

七尾地方合同庁舎2階会議室（七尾市小島町西部2）

会場定員：20名 オンライン定員：100名

2月22日（火） 13：30～15：30

各会場、会場及びZoomによるオンラインの同時開催となります。
裏面をご参照の上、お申込みください。

説明会参加の申込みについて

石川労働局ホームページの申込みフォームよりお申し込みください。

インターネットをご利用になれない場合は、①事業場名称、②所在地、③参加希望日、④参加者氏名、⑤電話番号を記載の上、FAXによりお申し込みください。



石川労働局 イベント情報



※オンライン開催につきましては、申込み完了通知メールにて参加に必要なURL等お送りいたします。オンライン開催にご参加いただく場合は、Zoomが使用できる環境の整備をお願いいたします。説明資料については説明会前日までに申込みホームページに掲載しますので、事前にダウンロードいただくようお願いいたします。（Zoom説明画面にも資料は映します。）

※会場開催につきましては、1事業場につき原則1名の参加とします。

※ご記載いただいた個人情報は本事業以外で使用いたしません。

会場	開催日時	実施方法（定員）	申込締め切り
金沢	令和4年1月28日（金） 10:00～12:00	オンライン開催（100名） 会場開催（30名）	1月24日（月）
	令和4年2月10日（木） 10:00～12:00 14:00～16:00	オンライン開催（100名） 会場開催（30名）	2月3日（木）
	令和4年2月17日（木） 10:00～12:00 14:00～16:00	オンライン開催（100名） 会場開催（30名）	2月10日（木）
小松	令和4年2月28日（月） 13:30～15:30	オンライン開催（100名） 会場開催（25名）	2月21日（月）
七尾	令和4年2月22日（火） 13:30～15:30	オンライン開催（100名） 会場開催（20名）	2月15日（火）

※各回定員に達した段階で、受付を終了いたします。

※会場開催地は表面をご参照ください。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、会場開催を中止する場合がございます。

お問合せ先： 石川労働局 雇用環境・均等室
〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F
電話（076）265-4429
FAX（076）221-3087

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
- ※※育児休業給付についても同様に緩和

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度（R4.10.1～）	育休制度（現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

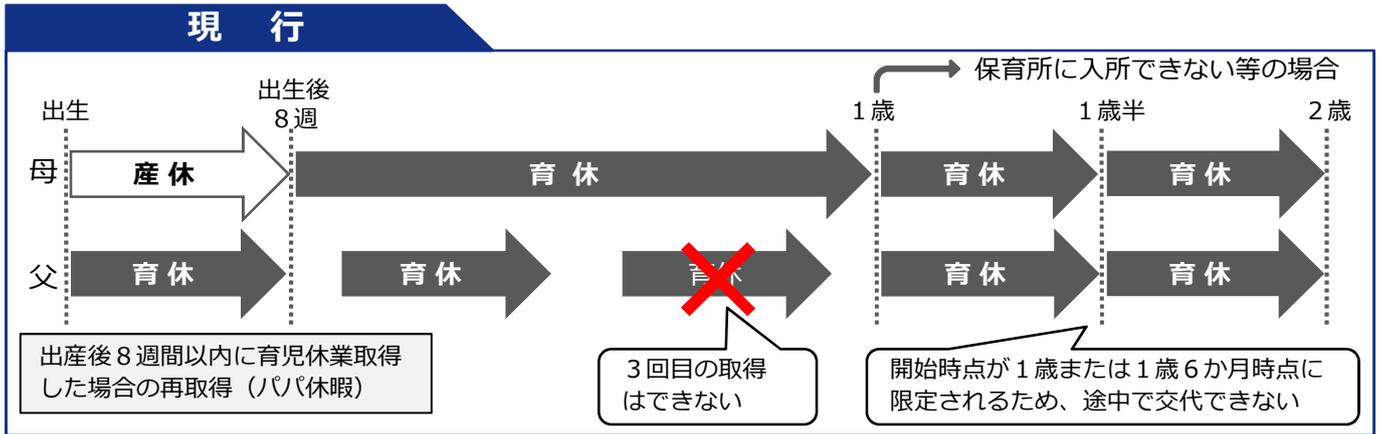
休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	6時間
休	休	休	休	休	休	4時間	休	休

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

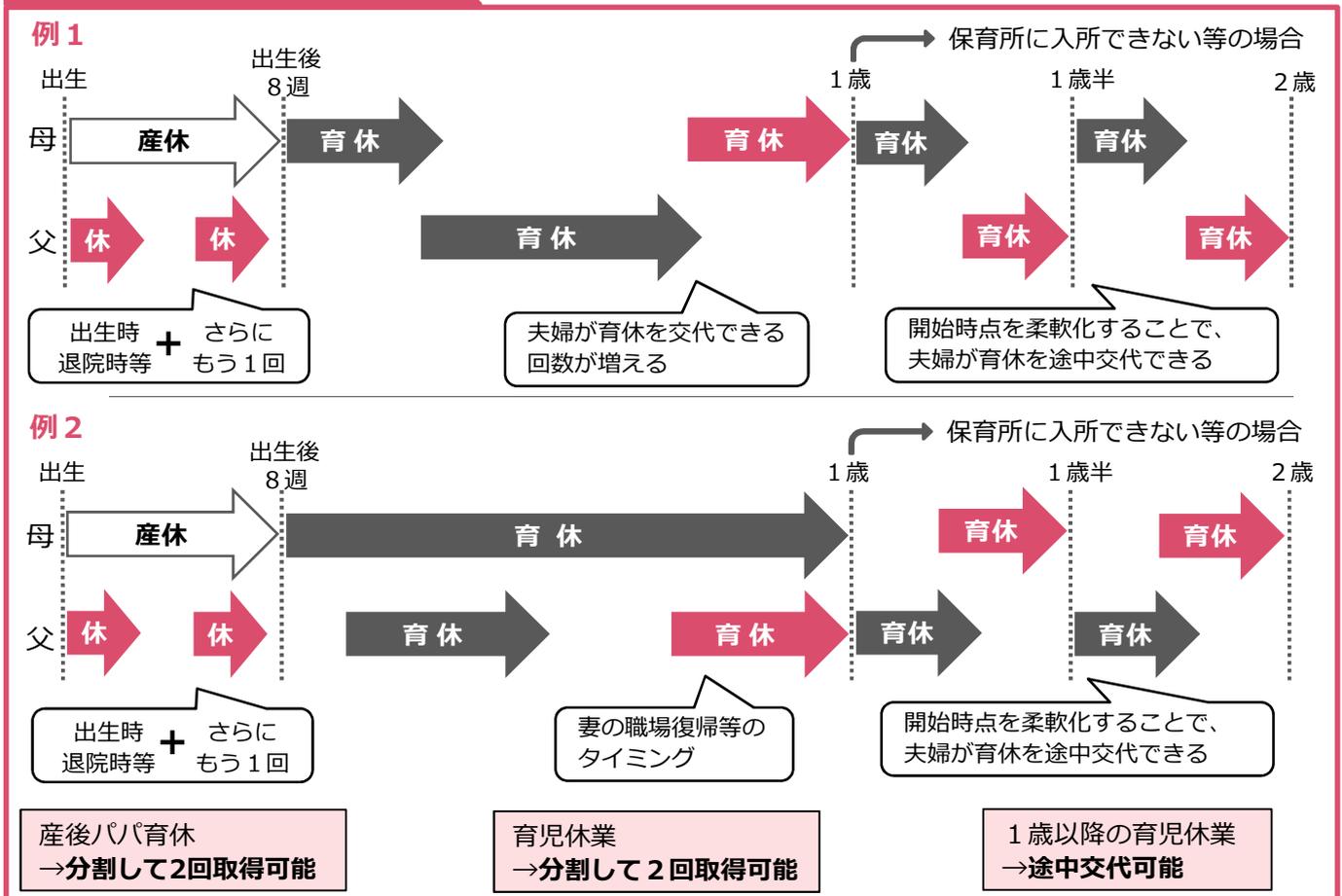
育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）



令和4年10月1日～

ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

ハラスメントの典型例

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>

①



■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

② 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>

②



■ 雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

③ 社内研修用資料、動画

※令和3年中に改正内容も踏まえて改訂予定です。

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

③

④ 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



④



育児休業制度等に関する相談窓口

育児・介護休業法に関するお問い合わせ、ご相談を受け付けています。改正内容や現行制度のお問い合わせのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。労働者、事業主、その他どなたでもご相談ください。

石川労働局 雇用環境・均等室

住所 〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階

電話番号 076-265-4429

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）